

政法会入会金及び終身会費を 地域支部で徴収した場合の取扱いに関する規程

(目的)

第1条 政法会入会金及び終身会費を地域支部で徴収した場合の取扱いに関する規程（以下、本規程という。）は、政法会入会金及び終身会費を地域支部で徴収した場合の本部と地域支部との収納割合のほか必要な事務取扱を定めることによって、入会金及び終身会費徴収業務が円滑に行われることと地域支部への財政支援に資することを目的とする。

(収納割合)

第2条 政法会入会金及び終身会費を地域支部において徴収した場合の本部と地域支部との収納割合は、5対5とする。

(収納手続)

第3条 地域支部の会員から振込による支払希望が地域支部にあった場合には、地域支部は、当該会員に対し、本部発行振込用紙（事前に本部から地域支部に手交）を使用して振込みを行うよう依頼するとともに、当該会員の氏名、卒業年、住所、電話番号の情報も明記するよう依頼する。

2 前項に定める本部発行振込用紙は、事前に本部から地域支部に交付するものとする。地域支部は、振込用紙上に地域支部名明記したゴム印を押印するなど取り扱い支部を明確にするものとする。

3 本部において入金を確認できた場合には、本部は、速やかに終身会費納入分の半額を手数料本部負担により地域支部に交付する。

4 地域支部の会員から現金による支払希望が地域支部にあった場合には、地域支部は、当該会員の氏名、卒業年、住所、電話番号を確認して入会金及び終身会費分を受け取り、当該金額の領収書を発行するとともに、第1項記載の振込用紙を使用し、その半額を手数料本部負担により速やかに本部に送金する。

併せて、地域支部は、当該会員の氏名、卒業年、住所、電話番号を本部に報

告しなければならない。

(地域支部の会員への連絡宣伝)

第 4 条 地域支部の会員への告知は、地域支部において別紙を参考に行うとともに、本部も協力するものとする。

(協議)

第 5 条 本規程に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、本部と地域支部とで協議をするものとする。

(経過措置)

第 6 条 本規程施行前に締結した『政法会入会金及び終身会費を地域支部で徴収した場合の取扱いに関する協定書』は、本規程に移行するものとする。

(改廃)

第 7 条 本規程の改廃は、常務委員会において決する。

附則 本規程は、2021年11月14日から施行する。

(別紙)

年 月 日

支部会員のみなさまへ

会 長 名

政法会終身会費納入のお願い

政法会は、1994年の設立以来、会員諸氏のご厚志(会費)を得て様々な事業を展開し、会員の交誼を図るとともに、大学当局との連携の下で奨学資金の給付等の事業も実施し、在学生の支援にも努め、母校の名を高からしめる一助を担ってまいりました。今後より充実した事業展開を図っていくために、会員皆様のさらなるご支援が必要です。

そこで、本部では、終身会費が未納の方に対し納入のお願いを続けてきたところですが、このたび支部におきましても、支部総会その他の機会に終身会費を納入いただけるように手続きをあらためたところです。また、支部において終身会費を納入いただきますと、そのうち半額が支部の収入になることといたしましたので、支部財政健全化のためにも有効です。

以上の趣旨をおくみ取りいただき、終身会費未納の方には、この機会に是非納入いただきますよう、お願い申し上げます。

以 上